

令和 7 年度 栃木市浄化槽設置補助金 交付申請案内



栃木市マスコットキャラクター
「とち介」

浄化槽設置補助金の案内	P1
書類作成に当たっての確認事項	P3
平面図及び配置図の作成例	P5
完了検査について	P6
工事写真(データ)の管理に関する注意	P6
書類の記入例	P7
書類チェックリスト	P9

栃木市浄化槽設置補助金

栃木市では、生活系排水による公共用水域の水質汚濁を防止する目的として、環境に配慮しながら、し尿と雑排水をあわせて処理できる「環境配慮型浄化槽」の設置者に、補助金を交付いたします。

下水道工事が予定されていない地域においては、浄化槽法により、すでに設置されている単独処理浄化槽の利用者は、合併処理浄化槽への転換等に努めるものとされています。本制度を活用して合併処理浄化槽の設置の検討をお願いいたします。

■ 交付要件

対 象 地 域	対 象 者
※1下水道認可区域等でない区域	・浄化槽の設置前に申請し、交付決定を受けた方 ・専用住宅※2に10人槽以下の環境配慮型浄化槽を設置して、申請した年度内に工事が完成し完了検査に合格した方 ・市税の未納がない方 ・交付申請時に居住する建物の生活排水処理が合併処理浄化槽である方は、一部の場合※3を除き補助の対象外となります。
下水道認可区域等	・専用住宅に10人槽以下の浄化槽を補助金の交付を受けることなくすべて自費で設置してから5年を経過しても下水道の供用が開始されないために接続ができない方 ・市税の未納がない方 ・以下の書類を提出できる方 ○5年分の保守点検記録票、清掃作業の領収書及び法定検査結果票 ○浄化槽の仕様書または設置届の写し ○使用開始報告書または使用開始を証明できるもの

- ※1:下水道認可区域 … 下水道工事の進捗等により区域を変更する場合があります。
浄化槽の設置予定地が補助対象地域になっているか、申請前の確認をお願いします。
- ※2:専用住宅 … 台所・浴室・便所を備えた、申請者自らが居住の用に供する建築物
または延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建築物
- ※3:一部の場合 … 申請時点において、市外に住民登録をしている場合や集合住宅や賃貸住宅である場合等

令和 7 年度の申込(交付申請)の受付について

『新築』と『転換』の2種類に分けて受付を行います。

新 築	転換(浄化槽の設置替え等)
令和 7 年4月1日(火)から受付	令和 7 年 5 月 7 日(水)から受付

■ 受付時間

平日の午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分まで

■ 書類提出の際の注意点

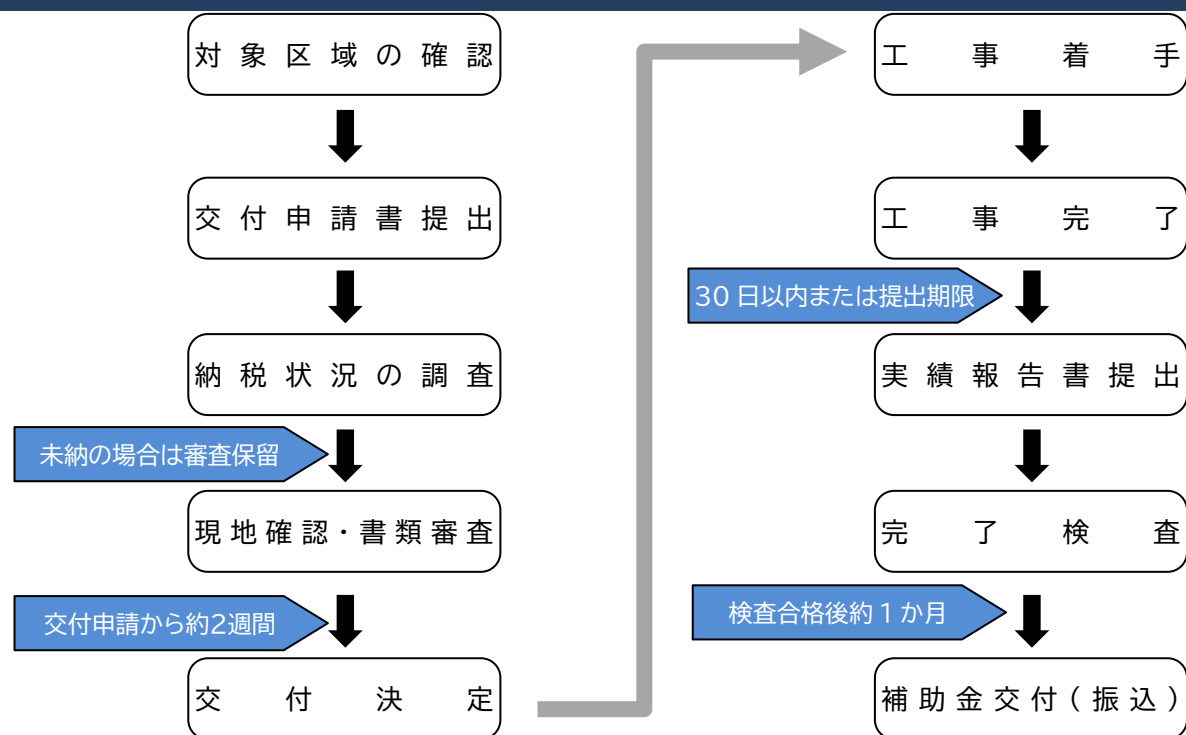
- ・ **令和 8 年 2 月末日までに実績報告が可能な方の申請を受け付けます。**
- ・ 申請書類は、下水道建設課に直接提出をお願いします。
- ・ 提出書類に不備がある場合は申請を受理できません。
- ・ 書類の提出はゆとりをもって提出してください。申請書の受理後に納税状況を確認し、市職員が設置場所の現地確認を行う等、交付決定までの審査は一定の期間を要します。(2週間程度)
- ・ 交付決定前に設置工事に着手した浄化槽の場合は、補助の対象となりません。
- ・ 申請年度内に市の完了検査を受けて合格とならない浄化槽は補助金を交付できません。

補助金額(限度額)

費 用 区 分		下水道認可区域等でない区域	下水道認可区域等
浄化槽	5人槽 (延床面積 130 m ² 以下)	332,000 円	332,000 円
	7人槽 (延床面積 130 m ² 超)	414,000 円	414,000 円
	10人槽 (二世帯:台所と浴室が各 2 つ)	548,000 円	548,000 円
敷地内処理装置の設置 (放流先がなく浄化槽と同時に設置する場合に限る)		100,000 円	—
単独処理浄化槽またはくみ取り便槽の撤去 (家の建て替え等を伴わない場合に限る)		100,000 円	—
宅内配管工事 (家の建て替え等を伴わずに単独処理浄化槽や くみ取り便槽から合併処理浄化槽に転換する場合に限る)		300,000 円	—

工事の契約や代金の支払いをめぐって業者とトラブルになるケースが増えています。
複数の業者から見積を取り比較するなどの検討を十分に行ってから契約してください。

交付申請から補助金交付までの流れ



問合先：栃木市上下水道局 下水道建設課 管理係
 〒328-0074 栃木市薗部町3-13-24(栃木市上下水道庁舎 第2別館)
 TEL0282-25-2109 FAX:0282-25-2220 mail:gesuido04@city.tochigi.lg.jp

書類作成に当たっての確認事項

■ 補助対象区域の問い合わせ方法

下水道建設課 管理係の浄化槽担当宛てにメールまたはファックスで設置予定地の案内図を送るか、申請受付窓口までお越しください。確認に時間がかかる場合がありますので予めご了承ください。住所地番のみでの問い合わせは、設置予定地の特定ができない場合があります。設置予定地は図で示してください。

■ 共通事項

- 1 提出書類の提出日は記入しない(記入例を参照)。
- 2 別紙『チェックリスト』(市ホームページ掲載)により必要書類の抜けが無いよう確認する。
- 3 納税確認、書類審査、現地確認等の手続には一定の期間を要するため、書類提出に当たっては工期等を把握の上、十分なゆとりをもつこと。
- 4 記載事項の訂正が必要な場合は、訂正箇所の二重線見え消しを行い、訂正印の押印または申請者の署名(フルネーム)により訂正する。(修正液等による訂正は認めない)また、交付申請書・実績報告書・交付請求書の金額等を訂正したものは受理しない。

■ 交付申請に関する事項

- 1 新築の場合は、申請住所、建築確認時の住所が同じであることを確認する。相違がある場合は、住所の異動がわかる書類(住民票の写し等)を添付する。
- 2 「設置者」控えに市町村受付印が押してある設置届出書または仕様書の写しを提出する。設置届出書の提出と同時に申請したい者は、市町村受付欄が空欄になっている「設置者」控えの写しを申請書に添付する。
- 3 設置場所の案内図については、設置場所が図の中央になるように作成し、縮尺 30,000 分の 1 程度と 1,500～3,000 分の 1 程度の 2 種類作成する。
- 4 設置場所の配置図は別紙作成例を参考に建物の寸法、放流先を明記すること。敷地内処理装置を設置する者は、井戸位置及び距離を明記する。(付近に井戸がないときは、付近に井戸がないことを明記する。)
- 5 見積書は浄化槽本体及び関係工事に係る金額のみ(水洗便所改造等に係る経費は含めない。)を記載し、浄化槽本体価格と設置工事費の内訳が分かるようにする。
また、敷地内処理装置を設置する者、単独処理浄化槽またはくみ取便槽を撤去する者及び宅内配管工事に対する補助金の交付を受けようとする者は、各々の費用の内訳がわかる見積書を提出する。
なお、宅内配管工事の見積書については、管の種類や長さ、使用した宅地ますの種類や個数、放流ポンプ、土工、諸経費、消費税などの内訳を記載する。」「宅内配管工事一式」など内訳がわからない記載は認めない)
- 6 ベースコンクリートに既製底版コンクリート(PC板)を使用する者は、当該製品の強度等を証明する書類(仕様書等)を添付する。
- 7 放流先がなく、敷地内処理装置を設置する者は、栃木市と協議済の敷地内処理装置であることがわかる書類を添付する。
- 8 店舗併用住宅の補助額については、設置する浄化槽の規模に関わらず、住宅部分にかかる延床面積で算定した人槽の補助額としますので申請額を記載する際は注意する。

■ 変更承認申請に関する事項

必ず設置前に変更承認申請書を提出して承認を受ける。ただし、軽微な変更は実績報告にあわせての書類提出で差し支えない。

承認が必要な変更……浄化槽のメーカー及び型式、放流先を敷地内処理装置にする変更等

軽微な変更……………浄化槽認定替えにかかる認定番号の変更、配管の変更等

■ 補助金交付請求書に関する事項

- 1 栃本市浄化槽設置補助金交付決定通知書の交付決定日、指令番号を記入する。
- 2 振込先銀行口座は正確に記入する。

■ 実績報告に関する事項

- 1 工事完了後30日以内に提出する。
- 2 実績報告書は、**令和8年2月末日まで**の提出をお願いします。
- 3 住居表示実施地区(別表1)は、実績報告書及び添付書類の申請者住所と浄化槽設置場所が相違することがあるので注意する。
- 4 実績報告書には交付決定通知書の交付決定日、指令番号を記入する。
- 5 工事写真は別紙『施工時留意事項・写真の撮り方』(市ホームページ掲載)に従って作成する。
- 6 工事完了報告書及び使用開始報告書の提出は実績報告の提出前または同時に提出する。
- 7 申請時に提出した配管図から変更があった場合は、実績報告にあわせて竣工図を提出する。
- 8 新築または建替えの場合、入居(使用開始)したことを確認した上で提出する。

(別表1)住居表示実施地区

万町	日ノ出町	湊町	祝町	昭和町
倭町	沼和田町	富士見町	柳橋町	平柳町1丁目
旭町	河合町	境町	箱森町	平柳町2丁目
室町	片柳町1丁目	菌部町1丁目	小平町	平柳町3丁目
城内町1丁目	片柳町2丁目	菌部町2丁目	錦町	今泉町1丁目
城内町2丁目	片柳町3丁目	菌部町3丁目	嘉右衛門町	今泉町2丁目
神田町	片柳町4丁目	菌部町4丁目	泉町	
本町	片柳町5丁目	入舟町	大町	

完了検査について

■ 日程調整について

- 1 実績報告書の提出後は、市担当者より、申請者の委任を受けた業者（以下、「受任業者」という。）、受任業者がいない場合は申請者本人に対し、完了検査の日程調整に関する連絡を行う。
- 2 受任業者は、日程調整に際して、以下の点を必ず事前に申請者へ伝達すること。
 - ・完了検査の実施日時
 - ・市職員が補助事業の完了検査のために敷地内に立ち入ること

■ 検査当日の立ち合いについて

- 1 実地に監督した者（浄化槽設備士等）が検査に立ち合うものとする。やむを得ず立ち合いが困難な場合は代理の者でも可とする。
- 2 申請者本人の立ち合いは不要とする。ただし、受任業者は完了検査に関する事前連絡をしておくこと。

■ 完了検査の流れ（全体で10分程度）

- 1 市より在宅の方（申請者）にごあいさつと検査実施の旨を説明（1分程度）
- 2 配管図等により施工状況の確認（2～3分程度）
- 3 新設浄化槽（放流ポンプ槽を含む）及び新設宅地ますの内部確認（5分程度）
- 4 市より申請者へ補助金の振込時期や浄化槽の管理の仕方に関する説明（1～2分程度）

■ その他

- 1 新設した宅地ますはすべて内部を確認するため蓋を開ける道具を用意しておくこと。
- 2 検査用に水を確保しておくこと。（現地調達の場合は事前に使用承諾を得ておくこと）
- 3 浄化槽や宅地ますの上部に自動車等があると検査の妨げになる可能性があるため、事前に確認しておくこと。
- 4 放流管の既設ます接続や既設放流管の利用の場合でも放流先の確認をしておくこと。

工事写真（データ）の管理に関する注意

本事業は国の補助事業の指針に沿って実施するものです。

補助事業の実績報告書の作成に当たり、工事写真の撮り忘れやカメラの故障によるデータ消失等の相談が寄せられることがありますが、工事写真の提出は補助金申請者の義務となっており、いかなる理由があっても写真の提出がない場合は、補助金の交付は困難となります。

また、浄化槽工事請負契約書（市ホームページに様式を掲載）において、浄化槽工事業者は発注者（補助金申請者）に対して、所定の書類及び工事写真を提出することが定められており、万が一不備があった場合は、契約違反（債務不履行）となります。

このことは発注者からの信頼を著しく損ねる行為になりますので、予期しない事態にも備えておくことが必要と考えられます。

以上の理由により、工事写真（データ）は非常に重要なものとなりますので、写真データの管理については、次のことを徹底してください。

○デジタルカメラで撮影した場合

写真撮影後は、写真データをカメラ内の記録メディア（SDカード等）入れたままにせず、パソコン等にデータを移動し、バックアップをとる。または、複数箇所にデータを保存（安全なクラウドストレージへの保存等）しておく。
※撮影当日にカメラが故障する可能性も否定できないため、携帯電話のカメラでも撮影しておくなど、複数のカメラで撮影することが対策として有効です。

○アナログカメラで撮影した場合

写真撮影後は、早急に現像し厳重に管理する。
（撮影後のフィルムは保存環境により劣化する恐れがあるため、デジタル化することが望ましい。）

申請書様式の記入例

(※黒のボールペンで記入してください。)

別記様式（第6条関係）

年 月 日

栃木市浄化槽設置補助金交付申請書

(宛先) 栃木市長 ○○ ○○ 様

日付は記入しない

令和 ○ 年度において、栃木市浄化槽設置補助金の交付を受けたいので、栃木市浄化槽設置補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

申請者	住 所	郵便番号 328-0074 栃木市万町9-25		
	フリガナ	トチギ トチスケ		
	氏 名	栃木 とち介 (自署しない場合は記名押印してください)		
	電話番号	0282-25-2109		
補助事業の名称		栃木市浄化槽設置補助事業		
補助事業の施工場所		栃木市 蘭部町3丁目13番(922-1, 923-2, 923-9) ※住居表示実施地区内で住居番号の付番前の場合は、対象となる場所の地番を記載してください。		
補助金申請額		432,000 円		
※ 該当する欄の□内にレ点をつけ、金額を記入してください。	内 訳	☒ 浄化槽の設置	5 人槽	332,000 円
		☒ 敷地内処理装置の設置		100,000 円
		☐ 単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去		円
		☐ 宅内配管工事の実施		円
市税納入状況調査について ※ 該当する□に		☒ 申請にあたり、市職員が申請者の市税納入状況について調査することに同意します。 生年月日 T.○.H 45年 4月 5日		
同意する場合のみ記入		申請にあたり、申請者の市税納入状況がわかる書類を添付します。		
申請の委任について ※ 委任しない場合は記入不要です。		申請について次の者に委任します。 受任者 所在地 栃木市入舟町7-26 名 称 (株)とち介 代表者 代表取締役 大平 ぐれっぴー 担当者 岩舟 こすもん 連絡先 0282-25-2110		

自署しない場合は記名押印

(自署しない場合は記名押印してください)

日付は記入しない

事業計画変更申請書

年 月 日

(宛先) 栃木市長 ○○ ○○ 様

次のとおり事業計画を変更したいので、栃木市補助金等交付規則第8条の規定により申請します。

(補助事業者) 住所または所在地 名 称 氏名または代表者 名	栃木市万町9-25 栃木 とち介 (※)
補助事業等の名称	栃木市浄化槽設置補助事業
補助金等の名称	栃木市浄化槽設置補助金
変 更 の 内 容	事業の廃止
変 更 年 月 日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
変 更 の 理 由	年度内の着手及び完成が見込めないため など
添 付 書 類	

自署しない場合は記名押印

報告書等様式の記入例

(※黒のボールペンで記入してください。)

別記様式第7号(第10条関係)

補助事業等実績報告書

日付は記入しない

年 月 日

交付決定通知書の記載事項(日付と指令番号)を確認して記入する

令和〇年〇月〇日付け栃木市指令下建第〇〇〇号

栃木市浄化槽設置補助金

432,000

令和〇年〇月〇日

令和〇年〇月〇日

経過及び内容

添付書類

別記様式第6号(第9条関係)

日付は記入しない

年 月 日

(宛先)栃木市長 〇〇 〇〇 様

補助金等交付請求書

令和〇年〇月〇日付け栃木市指令下建第〇〇〇号

栃木市浄化槽設置補助金

金額

432,000

自書しない場合は記名押印

住所または所在地名氏名または代表者名

栃木市薮部町3-13-24

栃木 とち介

補助事業等の名称

栃木市浄化槽設置補助事業

補助金等交付決定額

432,000

既交付額

今回交付請求額

432,000

未交付額

添付書類

1 交付決定通知書の写し

領収書

上記の金額領収しました。

年 月 日

氏名

(宛先) 栃木市会計管理者

1 口座振替

2 窓口(現金)払

3 その他(納入書等)

振込先

〇〇 銀行 〇〇 支店

預金種別

普通

口座番号

名義

ニシカタ キララ

着手前

提出年月日	令和 年 月 日	受付No.	
設置場所	栃木市		
申請者氏名			
区分	☐ 新築	☐ 転換	☐ 5年ルール

栃木市浄化槽設置補助金 交付申請書 のチェックリスト

今回申請に当たって、以下の事項について確認をお願いします。

提出前に確認をして
チェックを入れる

該当 非該当

事前に補助対象地域の確認を完了している	☐	☐
敷地内処理装置の設置を行う	☐	☐
単独処理浄化槽の撤去を行う	☐	☐
くみ取り便槽の撤去を行う	☐	☐
宅内配管工事の補助金を申請する(単独処理浄化槽またはくみ取便槽からの転換)	☐	☐
公共下水道の事業認可区域内における浄化槽の設置(5年を経過しても供用が開始されない)	☐	☐

下記書類の記載事項を確認の上、番号順にそろえて提出してください。

提出前に確認をして
チェックを入れる

申請者 担当者

1	栃木市浄化槽設置補助金交付申請書(別記様式)	☐	☐
2	【新築】 建築確認通知書の写し及び浄化槽仕様書の写し 【転換】 審査機関を経由した浄化槽設置届出書の写し	☐	☐
3	環境保全に関する誓約書の写し	☐	☐
4	浄化槽の構造図	☐	☐
5	設置場所の案内図(設置場所は図の中央付近に示す)	☐	☐
6	住宅の平面図(店舗等併用住宅の場合は1/2以上を住宅の用に供することが確認できる図書)及び 浄化槽本体の位置と流入管、放流管、放流先を記載した図面	☐	☐
7	専用住宅を借りている者は賃貸人の承諾書	☐	☐
8	浄化槽工事の工事請負契約書の写し	☐	☐
9	浄化槽工事の見積書の写し(内訳がわかるもの)	☐	☐
10	登録浄化槽管理票(C票)	☐	☐
11	全国浄化槽推進市町村協議会の登録証の写し	☐	☐
12	浄化槽法第7条による法定検査依頼書の写し	☐	☐
13	放流水を敷地内で処理する者は、浄化槽放流水の敷地内処理装置概要書と構造図、 維持管理に関する誓約書	☐	☐
14	単独処理浄化槽またはくみ取便槽の撤去補助金を申請する者は、既設槽の位置図及び写真	☐	☐
15	浄化槽設備士免状の写し(免状の交付が昭和 62 年度以前の場合「小規模合併処理浄化槽 施工技術特別講習会」の終了証の写しも併せて添付)	☐	☐
16	事前状況申告書(浄化槽設置予定地の従前汚水処理方式と申請時の居住地の現状に関する申告)	☐	☐
17	補助金の振込先口座が確認できる書類(申請者情報または通帳等の写し)	☐	☐
18	浄化槽等の設置場所が浄化槽管理者以外の者の所有地である場合は、土地所有者が当該 土地の使用に関して承諾していることを証明する書類(任意様式:土地使用承諾書等)	☐	☐

※網掛け部分は該当する申請者のみ提出

★下水道認可区域等において5年を経過しても供用が開始されないために接続ができない場合の追加書類

浄化槽の設置または使用開始日が証明できるもの(浄化槽仕様書または使用開始報告書の写し)	☐	☐
浄化槽の保守管理が適正に行われていることがわかるもの(保守点検記録及び浄化槽清掃の領収書)	☐	☐

完了後

(工事完了後 30 日以内)

提出年月日	令和 年 月 日	受付No.	
設置場所	栃木市		
申請者氏名			
区分	☐ 新築	☐ 転換	☐ 5年ルール

栃木市浄化槽設置補助金 実績報告書 のチェックリスト

下記書類の記載事項を確認の上、番号順にそろえて提出してください。

提出前に確認をして
チェックを入れる

申請者 担当者

1	補助事業等実績報告書(別記様式第7号)	☐	☐
2	浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し	☐	☐
3	浄化槽本体及びブロワ等設置工事の写真	☐	☐
4	敷地内処理装置の設置工事の写真	☐	☐
5	単独処理浄化槽またはくみ取便槽の撤去工事の写真	☐	☐
6	宅内配管工事の写真	☐	☐
7	下水道認可区域等において5年を経過しても供用が開始されないために 接続ができない場合は、現在の浄化槽の設置状況がわかる写真	☐	☐
8	撤去した単独処理浄化槽またはくみ取便槽及び撤去配管等のマニフェストD票の写し	☐	☐
9	浄化槽施工検査表	☐	☐
10	浄化槽工事の請求書の写しまたは領収書の写し(工事請負契約書の金額と一致するもの)	☐	☐
11	栃木県浄化槽協会へ提出した保証登録申請書(市町村用)	☐	☐
12	既製底板コンクリート(PC板)の強度等を証明する書類(仕様書等)	☐	☐
13	浄化槽本体の位置、流入管及び放流管等の施工計画を変更した場合は竣工図	☐	☐
14	補助金等交付請求書(別記様式第6号)	☐	☐
15	補助金等交付決定通知書(別記様式第3号)の写し	☐	☐
16	浄化槽工事完了報告書(2部:工事業用、自治体用)	☐	☐
17	浄化槽使用開始報告書(3部:設置者(管理者)用、工事業用、自治体用)	☐	☐
18	単独処理浄化槽を廃止した場合は浄化槽廃止届出書(3部) ※建替えによる新築の場合も提出	☐	☐

※網掛け部分は該当する申請者のみ提出